

粉じん規制 について

- ・ 大 気 汚 染 防 止 法
- ・ 環境の保全と創造に関する条例
(兵庫県)

令和7年1月
神戸市環境局

はじめに

工場・事業場における事業活動に伴う「粉じん」の排出・飛散については、大気汚染防止法、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）により規制されております。

「粉じん」とは、物の破壊・選別・その他の機械的処理・たい積に伴って、発生又は飛散する物質をいいます。

このしおりでは、上記法令により規制を受ける施設、基準、手続き等について説明しております。

目 次

第1章 大気汚染防止法の粉じん規制	P	1
I 粉じんの種類	P	1
II 一般粉じん発生施設	P	1
1. 一般粉じん発生施設の種類	P	1
2. 構造・使用・管理基準	P	2
3. 一般粉じん発生施設の届出	P	3
III 特定粉じん（石綿）発生施設	P	6
1. 特定粉じん発生施設の種類	P	6
2. 敷地境界基準	P	6
3. 特定粉じん濃度の測定	P	6
4. 特定粉じん発生施設の届出	P	7
第2章 環境の保全と創造に関する条例の粉じん規制	P	8
I 指定施設	P	8
1. 指定施設の種類	P	8
2. 許可の基準	P	8
3. 指定施設を設置できない区域	P	9
4. 特別基準	P	9
5. 許可申請、届出の手続き	P	10
6. 許可申請の流れ	P	11
7. 許可の取消し等	P	11
8. 生コンクリート製造施設の設置についての留意事項	P	11
II 特定施設	P	14
1. 特定施設の種類	P	14
2. 規制基準	P	16
3. 設備基準	P	17
4. 排出基準	P	20
5. 特定施設の届出	P	22

第1章 大気汚染防止法の粉じん規制

大気汚染防止法では、国民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、工場及び事業場における事業活動に伴う粉じんの排出等を規制しています。

具体的には、大気汚染の原因となる「粉じん」を発生・排出する「粉じん発生施設」を規定するとともに、その施設を設置する者に対する「届出義務」、「構造・使用・管理基準遵守義務」、「敷地境界基準遵守義務」、「測定義務」等を規定しています。

I 粉じんの種類

- ◇特定粉じん…石綿（アスベスト）
- ◇一般粉じん…特定粉じん以外の粉じん

II 一般粉じん発生施設

1. 一般粉じん発生施設の種類

- ◇ 下表の一般粉じん発生施設を設置する場合、神戸市長への事前の届出が必要です。
- ◇ 一般粉じん発生施設の種類ごとに構造・使用・管理基準が定められており、施設の使用の際には、基準を遵守しなければなりません。

項 番 号	施 設 名	規 模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t／日以上
2	堆積場 (鉱物 [コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。]・土石の用に供するもの。)	面積が1,000 m ² 以上
3	ベルトコンベア・バケットコンベア (鉱物・土石・セメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75 cm以上 又は バケットの内容積が0.03 m ³ 以上
4	破碎機・摩砕機 (鉱物・岩石・セメントの用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75 kW以上
5	ふるい (鉱物・岩石・セメントの用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15 kW以上

2. 構造・使用・管理基準

項 番 号	施 設 名	構 造 ・ 使 用 ・ 管 理 基 準
1	コークス炉	<p>(1)装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>(2)窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>(3)消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物・土石を堆積する場合には、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1)一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2)散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3)防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4)薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	ベルト コンベア バケット コンベア	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物・土石・セメントを運搬する場合には、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1)一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2)コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に(3)又は(4)の措置が講じられていること。</p> <p>(3)散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4)防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	破碎機 摩砕機	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1)一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2)フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3)散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4)防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
5	ふるい	4項と同じ。

3. 一般粉じん発生施設の届出

- ◇ 一般粉じん発生施設を設置・変更・廃止等をする場合には、次の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

事 項	届出の種類	届 出 の 内 容	届出の期限
一般粉じん発生施設 を設置しようとする とき	一般粉じん発生施設 設置届出書	(1)*氏名又は名称 *住所 *法人にあつては、 その代表者の氏名 (2)*工場・事業場の名称 *所在地 (3)一般粉じん発生施設の 種類 (4)一般粉じん発生施設の 構造 (5)一般粉じん発生施設の 使用・管理の方法	<u>あらかじめ</u>
届出内容の(4)、(5) を変更しようとする とき	一般粉じん発生施設 変更届出書	(5)一般粉じん発生施設の 使用・管理の方法	
届出内容の(1)、(2) を変更したとき	氏名等変更届出書	変更点	変更・廃止・承 継した日から <u>30日以内</u>
一般粉じん発生施設 の使用を <u>廃止</u> したと き	使用廃止届出書	廃止施設	
届出者の地位を <u>承継</u> したとき	承継届出書	承継の内容	

*設置等届出書の様式は次のとおりです。

- ＝様式第3＝ 「一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書」
- ＝別紙1＝ 「一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法」
- ＝別紙2＝ 「一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法」
- ＝別紙3＝ 「一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法」
- ＝別紙4＝ 「一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法」

＝添付書類＝

- ① 工場等の付近の見取図（周辺200m程度のもの）
- ② 工場等敷地内の建物配置図
- ③ 一般粉じん発生施設の配置図
- ④ 一般粉じん発生施設の構造図
- ⑤ 一般粉じん処理・飛散防止施設の配置図
- ⑥ 一般粉じん処理・飛散防止施設の構造図
- ⑦ 一般粉じんの発生及び処理に係る操業の系統を説明する書類又は図面
- ⑧ 作業工程図

・届出様式の記入例

別紙2

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号	T-1
名称及び型式	堆積場
設置年月日	3年5月10日
着手予定年月日	3年5月10日
使用開始予定年月日	3年6月1日
規模	面積 (m ²) 2,000
堆積能力 (t)	15,000
堆積物の種類、性状及び通常の年間述べ堆積量 (t/年)	砕石・砂 (比重1.5) 100,000 (t/年)
堆積場がその中に設置されている建築物の概要	
散水	装置の種類・型式・基数 スプリンクラー 1基
散水の能力 (m ³ /h)	1.2
散水の手法	ホースによる散水
防じんカバーの設置状況	
薬液の種類・名称	
装置の種類・型式・基数	
装置の能力 (m ³ /h)	
散布の手法	
装置の種類・型式	
締固め	
その他	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の年間述べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概算及び通常の年間述べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬剤散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実際の量 (たとえば散水の場合は水量 1/1)、実電圧等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同程度の効果を有する装置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生装置及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

①様式第3

一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書

令和3年3月1日

神戸市長苑

届出者 住所 (法人にあつては、所在地) 電話番号
神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
A 産業株式会社
代表取締役 神戸太郎

担当者 所属 設備課
氏名 中央 太郎
電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇

大気汚染防止法第18条第1項 (第18条第3項、第18条の2第1項) の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	A 産業株式会社 B 工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	※受理年月日	
一般粉じん発生施設の種類	堆積場1基、破砕機1基 ベルトコンベア3基	※施設番号	
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり	※審査結果	
		※備考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号	B-2、3、4	
名称及び型式	ベルトコンベア	
設置年月日	3年5月10日	
着手予定年月日	3年5月10日	
使用開始年月日	3年6月1日	
規模	ベルト幅(cm)又はバケット内容積(m ³)	ベルト幅 150(cm)
	単基の長さ(m)×基数	100(m)×3基
	ベルト又はバケットの速度(m/分)	80
	運搬能力(t/h)	1,000
運搬物の種類・運搬物の性状・通常の月間延べ運搬量(t/月)	砕石・砂(比重1.5) 15,000(t/年)	
コンベアがその中に設置されている建築物の概要		
使用及び管理の方法		
集じん機	集じん機の種類・型式	
集じん機	集塵機の効率(%)	
送風機	送風機の原動機出力(kW)	
散水設備	装置の種類・型式	
散水設備	装置の能力(m ² /h)	
散水設備	運搬量あたりの散水量(l/t)	
防じんカバーの設置状況	有	
その他		

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する装置について記載すること。
- 3 一般粉じんの発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設（粉砕機、磨耗機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号	H-1	
名称及び型式	破砕機	
工事の着手年月日	3年5月10日	
工事の完成年月日	3年5月10日	
特定施設の使用開始年月日	3年6月1日	
規模	原動機の定格出力(kW)	120
	処理能力(t/h)	200
処理対象物の種類及び通常の月間処理量(t/月)	花崗岩 120,000(t/月)	
粉砕機・摩砕機・ふるいがその中に設置されている建築物の概要		
使用及び管理の方法		
集じん機	集じん機の種類・型式	
集じん機	集塵機の効率(%)	
集じん機	送風機の原動機出力(kW)	
散水設備	装置の種類・型式	
散水設備	装置の能力(m ³ /h)	
散水設備	処理量あたりの散水量(l/t)	
防じんカバーの設置状況		
その他		

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する装置について記載すること。
- 3 一般粉じんの発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

Ⅲ 特定粉じん（石綿）発生施設

1. 特定粉じん発生施設の種類の種類

- ◇ 下表の特定粉じん発生施設（湿式及び密閉式を除く。）を設置する場合、神戸市長への事前の届出が必要です。
- ◇ 特定粉じん発生施設を設置する工場・事業場には、特定粉じんの敷地境界基準が適用されます。したがって、特定粉じん排出者は、敷地境界基準を遵守しなければなりません。
- ◇ 特定粉じん排出者は、工場・事業場の敷地境界線における大気中の特定粉じん濃度を測定しなければなりません。

項 番号	施 設 名	規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機・摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	

2. 敷地境界基準

工場・事業場の敷地境界線における大気中の石綿濃度が、10本／リットル以下

3. 特定粉じん濃度の測定

特定粉じん排出者は、敷地境界基準の遵守状況を確認するため、工場・事業場の敷地境界線における大気中の石綿濃度の測定を行い、その測定結果を3年間保存しておく必要があります。

*留意事項

(1)測定回数：年2回以上

ただし、従業員数が20人以下の場合は、当分の間、測定を実施しなくてもかまいません。

(2)試料の捕集地点

敷地境界線において石綿濃度が最大となると考えられる地点のほか、原則として4方位ごとに各1地点

(3)試料の捕集回数：各捕集地点ごとに3回

4. 特定粉じん発生施設の届出

- ◇ 特定粉じん発生施設を設置・変更・廃止等をする場合には、次の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

事 項	届出の種類	届 出 の 内 容	届出の期限
特定粉じん発生施設 を設置しようとする とき	特定粉じん発生施設 設置届出書	(1)*氏名又は名称 *住所 *法人にあつては、 その代表者の氏名 (2)*工場・事業場の名称 *所在地 (3)特定粉じん発生施設の 種類 (4)特定粉じん発生施設の 構造	設置・変更工事 着手予定日の <u>60日以前</u>
届出内容の(4)～(6) を変更しようとする とき	特定粉じん発生施設 変更届出書	(5)特定粉じん発生施設の 使用の方法 (6)特定粉じんの処理・飛散 防止の方法	
届出内容の(1)、(2) を変更したとき	氏名等変更届出書	変更点	変更・廃止・承 継した日から <u>30日以内</u>
特定粉じん発生施設 の使用を廃止したと き	使用廃止届出書	廃止施設	
届出者の地位を承継 したとき	承継届出書	承継の内容	

*設置等届出書の様式は次のとおりです。

＝様式第3の2＝ 「特定粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書」

＝別紙1＝ 「特定粉じん発生施設の構造」

＝別紙2＝ 「特定粉じん発生施設の使用の方法」

＝別紙3＝ 「特定粉じん発生施設の処理又は飛散の防止の方法」

＝添付書類＝

- ① 工場等の付近の見取図（周辺200m程度のもの）
- ② 工場等敷地内の建物配置図
- ③ 特定粉じん発生施設の配置図
- ④ 特定粉じん発生施設の構造図
- ⑤ 特定粉じん処理・飛散防止施設の配置図
- ⑥ 特定粉じん処理・飛散防止施設の構造図
- ⑦ 特定粉じんの発生及び処理に係る操業の系統を説明する書類又は図面
- ⑧ 特定粉じん濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由
- ⑨ 作業工程図

第2章 環境の保全と創造に関する条例の粉じん規制

兵庫県は、県民の健康で文化的な生活の確保を目的として、平成7年7月18日に、『環境の保全と創造に関する条例』を制定し、工場及び事業場における事業活動に伴う粉じんの排出等を規制しています。

具体的には、粉じんを発生・排出する施設を〔指定施設〕と〔特定施設〕に分け、それらの施設を設置する者に対する「許可申請義務」、「届出義務」、「特別基準遵守義務」、「設備基準遵守義務」、「排出基準遵守義務」等を規定しています。

I 指定施設

1. 指定施設の種類

- ◇ 粉じんを発生・排出する施設のうち、特に著しく粉じんを発生する施設は、指定施設に定められております。
- ◇ 神戸市内において、下表の指定施設を有する工場等を設置する場合、事前に神戸市長の許可を受けなければなりません。

施設名	規模
1 ベンガラ製造の用に供する粉砕施設	原動機の定格出力が、0.75kW以上
2 金属粉製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 粉砕施設 (2) カッター (3) グラインダー	(1)に掲げる施設にあつては、原動機の定格出力が、0.75kW以上 (2)及び(3)に掲げる施設にあつては、すべてのもの
3 生コンクリート製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) バッチャープラント (2) セメントサイロ (3) セメントホッパー (4) 砂利・砂選別施設	すべてのもの
4 木製品の製造又は加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 粉砕施設 (2) 研削施設	原動機の定格出力が、7.5kW以上

2. 許可の基準

工場等の設置許可を受けるためには、下記の事項にすべて適合していなければなりません。

- (1) 工場等の位置が、指定施設を設置できない区域にないこと。
- (2) 特別基準に適合していること。
- (3) 規制基準（設備基準・排出基準）に適合していること（「II 特定施設」の項参照）。

3. 指定施設を設置できない区域

◇ 指定施設は、神戸市内においては下記の地域に新たに設置することはできません

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域
 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 田園住居地域

◇ 兵庫県条例が施行される以前から指定施設を有していた工場等については許可が与えられていますが、設備の変更を計画する場合は、下記の項目を遵守し、神戸市と事前に十分協議してください。

- (1)施設の規模を増大させないこと。
- (2)住居等と接する側には、十分な防じん・防音対策を施し、苦情の未然防止に努めること。
- (3)製品生産計画、搬出入車両の運行計画、施設稼働時間帯などの操業計画を市に提出すること。

4. 特別基準

工 場 等	特 別 基 準
1 ベンガラ製造の用に供する粉砕施設を有する工場等	(1)当該指定施設は、建物内に設置し、その建物の構造は、粉じんが大気中に飛散しない構造であること。 (2)当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。
2 金属粉製造の用に供する施設であって、次に掲げる施設を有する工場等 (1) 粉砕施設 (2) カッター (3) グラインダー	(1)当該指定施設は、建物内に設置し、その建物の構造は、粉じんが大気中に飛散しない構造であること。 (2)当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。
3 生コンクリート製造の用に供する施設であって、次に掲げる施設を有する工場等 (1) バッチャープラント (2) セメントサイロ (3) セメントホッパー (4) 砂利・砂選別施設	(1)当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。 (2)運搬車の運行による粉じん防止のため、洗車ピット等の設備を設けていること。
4 木製品の製造又は加工の用に供する施設であって、次に掲げる施設を有する工場等 (1) 粉砕施設 (2) 研削施設	(1)当該指定施設は、建物内に設置し、その建物の構造は、粉じんが大気中に飛散しない構造であること。 (2)当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。

5. 許可申請、届出の手続き

- ◇ 指定施設を有する工場等の設置や、指定施設の構造変更等を実施する場合には、次の申請が必要です。
- ◇ また、氏名の変更や、工場等・指定施設の廃止の際には、次の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

事 項	申請等種類	申請・届出の内容	期 限	操業の制限等
指定施設を有する工場等を設置しようとするとき	工場等設置許可申請書	(1)*氏名又は名称 *住所 *法人にあつては、その代表者の氏名 (2)*工場等の名称 *所在地 (3)*業種 *作業の種類・方法 (4)建物の構造・配置 (5)*指定施設の種類・構造・配置 *指定施設の使用・管理の方法 (6)粉じんの処理の方法	設置・変更 <u>以 前</u>	(1)当該許可に係る工事が完了したときは、その旨を市長に届け出なければなりません。 (2)市長から許可の基準に適合していることの「確認」を受けた後でなければ、工場の操業・施設の使用ができません。
申請内容の(3)～(6)を変更しようとするとき	工場等変更許可申請書			
申請内容の(1)、(2)を変更したとき	氏名等変更届出書	変更点	変更・廃止・承継した日から	
工場等・指定施設の使用を廃止したとき	工場等使用廃止届出書	*廃止工場 *廃止施設	<u>30日</u> <u>以内</u>	
申請者の地位を承継したとき	承継届出書	承継の内容		

*工場等設置許可申請書の様式は次のとおりです。

＝様式第1号＝ 「工場等設置許可申請書」

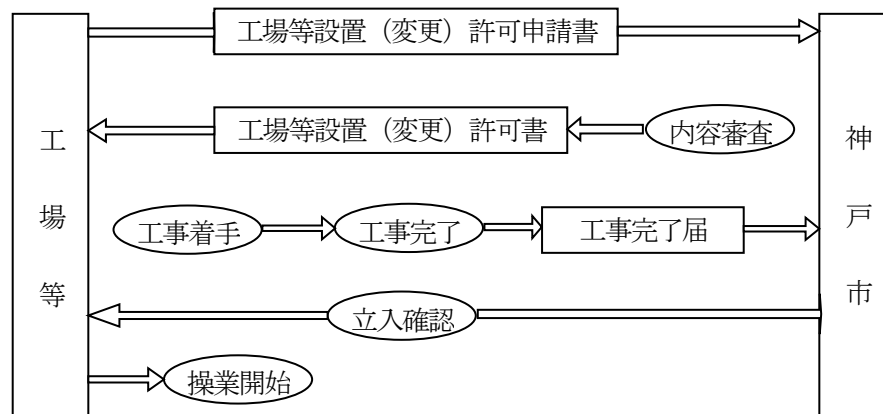
＝別紙1＝ 「建物の配置及び構造」

＝別紙2＝ 「粉じんの施設の種類、構造、使用の方法及び粉じん処理の方法」

＝添付書類＝

- ① 工場等の付近の見取図（周辺200m程度のもの）
- ② 工場等敷地内の建物配置図
- ③ 指定施設の配置図
- ④ 指定施設の構造図
- ⑤ 粉じん処理施設の配置図
- ⑥ 粉じん処理施設の構造図
- ⑦ 粉じんの発生及び処理に係る操業の系統を説明する書類又は図面
- ⑧ 作業工程図

6. 許可申請の流れ



7. 許可の取消し等

- ◇ 許可を受けた工場等が特別基準・規制基準に適合しなくなった場合には、許可の取消し、操業・施設使用の一時停止等を命じられることがあります。
- ◇ 許可を受けずに工場等・指定施設を設置した場合には、事業者名等を公表されるとともに、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

8. 生コンクリート製造施設の設置についての留意事項

- ◇ 生コンクリート製造施設であっても、下記の①又は②に該当する場合には、指定施設ではなく、「Ⅱ 特定施設」としての届出を行ってください。
 - ① 生コンクリート製造を行うが、外部販売を目的とせず、同一敷地内の工事に消費するもの
 - ② 土木事業その他の事業に一時的に使用するために、その事業中臨時に設置するもの
- ◇ 上記施設は、事業終了後すみやかに撤去することが必要であり、届出時には、使用期間の誓約が必要です。
- ◇ バッチャープラント、セメントサイロ、セメントホッパー、砂利・砂選別施設のうち、いずれか1種類でも敷地内に設置し、生コンクリート製造を行う場合は、許可を得てください。
- ◇ 許可申請を行う前に、必要なものについて都市計画法等の関係法令の手続を完了させてください。
- ◇ 生コンクリート製造プラントから発生する粉じんのほかにも、運搬車両等、運行上発生する粉じんについての防止を図るため、構内道路の全面舗装及び管理の方法の強化につとめてください。
- ◇ プラントの設置 変更 許可申請を行うにあたり、次の事項について神戸市宛報告してください。
 - (1)時間あたりのバッチ数、生産量等の操業計画
 - (2)車の運行台数等の道路運行計画
 - (3)近隣地域住民との協議事項

届出様式の記入例

別紙1

建築物の配置図	別添図面のとおり
敷地面積(m ²)	6,800
建築物の名称等	パッチャープラント
階数	3階
構造	鉄骨スレート張り
建築面積(m ²)	40
床面積(m ²)	
作業場面積(m ²)	

A4

㊤様式第1号(第2条関係)
㊤様式第3号(第5条関係)

工場等設置(変更)許可申請書

令和3年3月1日

神戸市長 宛

届出者 住所(法人にあっては、所在地) 電話番号
 神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
 A 産業株式会社 代表取締役 神戸太郎
 電話番号(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇
 電子メール △△△△@△△△△
 担当者 所属 役職
 氏名 中央 次郎

工場等の名称 A 産業株式会社 B 工場	資本の額又は出資の総額 〇〇億円
工場等の所在地 神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
業種 建設業	主な製品又は加工の種類 〇〇〇〇
作業の種類及び方法 別紙作業工程図のとおり	常時使用する従業員の数 〇〇人
建築物の構造及び配置 別紙1のとおり	指定施設及び特定施設等の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法 別紙2のとおり
ばい煙等の処理の方法 別紙2のとおり	工事の着手年月日 別紙2のとおり
工事の完成年月日 別紙2のとおり	工場等の使用開始年月日 令和3年5月10日
備考	

A4

注 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して記入してください
 2 別紙1及び別紙2は、様式第1号の別紙1及び別紙2を用いて下さい

工 事 完 了 届

令和3年 3月 1日

神戸市長 宛

届出者 住所 (法人にあっては、所在地) 電話番号
神戸市○○区○○町○○丁目○○番○○号.....
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
A 産業株式会社 代表取締役 神戸太郎.....
 電話番号 (○○○).....○○○ - ○○○.....
 電子メール.....△△△△@△△△△△△△△.....
 所属 役職.....
 担当者 氏名.....中央 次郎.....

別紙2

1 粉じんに係るもの

(1) 粉じんの施設の種類、構造、使用の方法及び粉じん処理の方法

工場等における施設番号	P-1	S-1
施設の種類	バッチャープラント	セメントサイロ
名称・形式	〇〇社製 強制攪拌式	〇〇社製 円筒型
規模 (能力)	15 m ³ /B(96 m ³ /h)	300 t
工事の着手年月日 (※)	3年 5月 30日	3年 5月 30日
工事の完成年月日	3年 7月 1日	3年 7月 1日
原料の種類	砂利・砂・セメント・水	セメント
使用割合 (%)	50%・35%・10%・5%	100
使用量	80t・54t・20t・12t	
	560t・380t・140t・84t	
使用温度 (°C)	常温	
製品回収率 (%)		
発生が予想される粉じんの種類	砂、セメント粉じん	セメント粉じん
発生理由	ミキサーへの投入時	セメント圧送機からの投入時
処理施設の種類・名称・形式	バグフィルター	バグフィルター
排出ガス量 (Nm ³ /h)	1,800	336
排出ガス温度 (°C)	常温	常温
排出口の粉じん濃度 (g/Nm ³)	2.0	2.0
捕集効率 (%)	99.9	99.9
排ガス集塵(集塵)方法 (又はできない理由)	ダクト	サイロ上部
煙突・フード等の大きさ (高さ×頂口径)	11.5 m	11.5 m
排出速度 (m / s)	11.9	0.4
管理計器の種類	なし	なし

※ 許可書が交付されるまで、指定施設及び特定施設等の設置 (変更) の工事の着手はできません。

工場等の名称	A 産業株式会社 B 工場
工場等の所在地	神戸市○○区○○町○○丁目○○番○○号
設置 (変更) 許可番号及び年月日	第 〇〇〇 号 令和3年 5月 25日
許可に係る事項	バッチャープラント1基、セメントサイロ1基の設置
工事完成年月日	令和3年 7月 1日
備考	

A4

A4

II 特定施設

1. 特定施設の種類の種類

- ◇ 指定施設以外で粉じんを発生する下表の施設を特定施設といいます。
- ◇ 特定施設を設置する場合、神戸市長への事前の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

施設名	規模
1 たい積場 (鉱物 [コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。]・土石の用に供するもの。)	面積が500㎡以上1,000㎡未満
2 運搬の用に供する施設(鉱物・土石・セメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) ベルトコンベア (2) バケットコンベア	(1)に掲げる施設にあつては、ベルトの幅が50cm以上75cm未満 (2)に掲げる施設にあつては、バケットの内容積が0.02㎡以上0.03㎡未満
3 粉砕、摩砕の用に供する施設(鉱物・岩石の用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) 粉砕機 (2) 摩砕機	原動機の定格出力が7.5kW以上75kW未満
4 ふるい (鉱物・岩石の用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満
5 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設(湿式・密閉式のものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) 解綿用機械 (2) 混合機 (3) 紡織用機械 (4) 切断機 (5) 研磨機 (6) 切削用機械 (7) 粉砕機・摩砕機 (8) プレス(剪断加工用のものに限る。) (9) 穿孔機	(1)～(3)に掲げる施設にあつては、原動機の定格出力が0.75kW以上3.7kW未満 (4)～(9)に掲げる施設にあつては、原動機の定格出力が0.75kW以上2.2kW未満
6 食料品・飼料・肥料(化学肥料を除く。)の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料精選施設 (2) 粉砕施設(3の項に掲げるもの及び湿式のものを除く。)	(1)に掲げる施設にあつては、すべてのもの (2)に掲げる施設にあつては、原動機の定格出力が0.75kW以上

施 設 名	規 模
7 化学肥料の製造の用に供する粉碎施設 (3の項に掲げるものを除く。)	すべてのもの
8 顔料の製造の用に供する粉碎施設 (3の項に掲げるもの及び湿式のもの を除く。)	原動機の定格出力が0.75kW以上
9 ゴム製品の製造の用に供する施設であ って、次に掲げるもの (1) バンバリーミキサー (2) ミキシングロール	(1)に掲げる施設にあつては、すべてのもの (2)に掲げる施設にあつては、ロールの直 径が350mm以上
10 窯業製品の製造の用に供する粉碎施設 (3の項及び5の項に掲げるもの並びに 湿式のものを除く。)	原動機の定格出力が5.0kW以上
11 炭素又は黒鉛製品の製造の用に供する 施設であつて、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (3の項に掲げるものを除く。) (2) 仕上施設	すべてのもの
12 セメント・石こう・石灰・クレーの製 造又は加工の用に供する施設であつて、 次に掲げるもの (1) 粉碎施設(3の項及び5の項に掲げ るもの並びに湿式のものを除く。) (2) セメント加工施設(セメントサイロ、 セメントホッパー、バッチャープラ ント及び砂利・砂選別施設に限る。) (3) ふるい(4の項に掲げるものを除く。)	(1)に掲げる施設にあつては、原動機の定 格出力が7.5kW以上 (2)に掲げる施設にあつては、すべてのもの (3)に掲げる施設にあつては、原動機の定 格出力が0.75kW以上
13 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の 用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) 非鉄金属の精錬施設 (2) 合金鉄の精錬施設 (3) 無機化学工業品の製造施設	すべてのもの
14 金属の加工又は機械の製造若しくは加 工の用に供する施設であつて、次に掲げ るもの (1) 砂処理施設 (古砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい 装置(4の項に掲げるものを除く。) 及び混錬装置に限る。) (2) サンドブラスト (3) ショットブラスト (4) シェークアウトマシン	すべてのもの

施 設 名	規 模
15 コークスの製造の用に供するコークス炉	原料処理能力が50 t/日以上
16 綿製品製造の用に供する製綿施設 (5の項に掲げるものを除く。)	すべてのもの
17 木材又は木製品の製造の用に供する施設 であって、次に掲げるもの (1) チップ置場 (2) 切断施設 (3) 研削施設 (4) 粉碎施設	(1)に掲げる施設にあつては、面積が 200 m ² 以上 (2)～(4)に掲げる施設にあつては、原動機 の定格出力が0.75 kW以上
18 化学工業品又は石油製品若しくは石炭 製品の製造の用に供する施設(合成樹脂 の製造又は加工の用に供するものを含む。) であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設(3の項及び5の項に掲げ るものを除く。) (2) ふるい(4の項に掲げるものを除く。) (3) 研削施設	原動機の定格出力が0.75 kW以上
19 ベンガラ製造の用に供する粉碎施設	原動機の定格出力が0.75 kW以上
20 金属粉製造の用に供する施設であつて、 次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (2) カッター (3) グラインダー	(1)に掲げる施設にあつては、原動機の定 格出力が0.75 kW以上 (2)及び(3)に掲げる施設にあつては、すべ てのもの

(備考)

- ・ たい積場であつて、たい積場所の範囲が変動するような場合は、たい積のために使用されることとなる一連の場所の面積が全体として500平方メートル以上であれば特定施設に該当する。
- ・ ベルトコンベアの基数を決めるにあつては、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ定置された一連のコンベア単基の集合を、全体として1施設として扱う。
- ・ 3項に掲げる粉碎・摩砕の用に供する施設は、鉱物又は岩石の用に供するものに限る。例えば、精錬工程を経た金属塊やコンクリート片を砕くための破碎機は特定施設に該当しない。
- ・ 一時的に使用される破碎機であっても、施設・規模要件が該当する場合、届出が必要。また、台車付の破碎機でも、稼働時に固定して使用するものは特定施設に該当する。

2. 規制基準

特定施設の規制基準として、設備基準と排出基準があります。

3. 設備基準

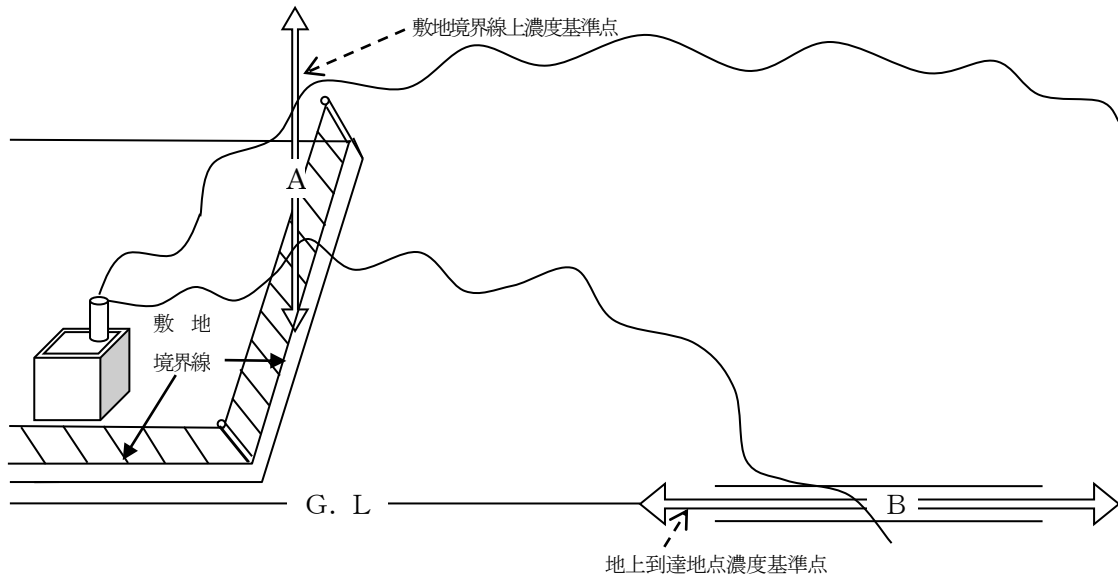
施 設 名	設 備 基 準
<p>1 たい積場 (鉱物 [コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。]・土石の用に供するもの。)</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物・土石をたい積する場合には、次のいずれかに該当すること。 (1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)散水設備によって散水が行われていること。 (3)防じんカバーでおおわれていること。 (4)薬液の散布又は表層の締固めが行なわれていること。 (5)前各号に掲げる場合と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>2 運搬の用に供する施設 (鉱物・土石・セメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。) であって、次に掲げるもの (1) ベルトコンベア (2) バケツコンベア</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物・土石・セメントを運搬する場合には、次の各号のいずれかに該当すること。 (1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の部分には次号又は第4号の措置が講じられていること。 (3)散水設備によって散水が行われていること。 (4)防じんカバーでおおわれていること。 (5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>3 粉砕、摩砕の用に供する施設 (鉱物・岩石・セメントの用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。) であって、次に掲げるもの (1) 粉砕機 (2) 摩砕機</p>	<p>次のいずれかに該当すること。 (1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)フード及び集じん機が設置されていること。 (3)散水設備によって散水が行われていること。 (4)防じんカバーでおおわれていること。 (5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>4 ふるい (鉱物・岩石・セメントの用に供するものに限り、湿式・密閉式のものを除く。)</p>	<p>3の項に同じ</p>

施 設 名	設 備 基 準
<p>5 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設（湿式・密閉式のものを除く。）であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 解綿用機械 (2) 混合機 (3) 紡織用機械 (4) 切断機 (5) 研磨機 (6) 切削用機械 (7) 粉碎機・摩砕機 (8) プレス（剪断加工用のものに限る。） (9) 穿孔機</p>	<p>(1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)フード及び集じん機が設置されていること。 (3)建築物内の通路及び床面並びに敷地内の清掃及び散水は、清掃及び散水のための装置を設置して行うこと。 (4)原料石綿、石綿含有廃棄物の保管は、密封して行い、運搬作業は防じんカバー等を設置して行うこと。</p>
<p>6 食料品・飼料・肥料（化学肥料を除く。）の製造の用に供する粉碎施設（3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>3の項に同じ。</p>
<p>7 化学肥料の製造の用に供する粉碎施設（3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>3の項に同じ。</p>
<p>8 顔料の製造の用に供する粉碎施設（3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>3の項に同じ。</p>
<p>9 窯業製品の製造の用に供する粉碎施設（湿式のもの及び3の項並びに5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>3の項に同じ。</p>
<p>10 炭素又は黒鉛製品製造の用に供する粉碎施設（3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>3の項に同じ。</p>
<p>11 セメント・石こう・石灰・クレーの製造又は加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 粉碎施設（3の項及び5の項に掲げるものを除く。） (2) ふるい（4の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>3の項に同じ。</p>
<p>12 金属の加工又は機械の製造若しくは加工の用に供する砂処理施設のうち、砂ふるい装置（4の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>3の項に同じ。</p>
<p>13 化学工業品又は石油製品若しくは石炭製品の製造の用に供する施設（合成樹脂の製造又は加工を含む。）であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 粉碎施設（3の項及び5の項に掲げるものを除く。） (2) ふるい（4の項に掲げるものを除く。） (3) 研削施設</p>	<p>3の項に同じ。</p>

施 設 名	設 備 基 準
14 木材又は木製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) チップ置場 (2) 研削施設 (3) 粉碎施設	3の項に同じ。
15 ベンガラ製造の用に供する粉碎施設	3の項に同じ。
16 金属粉製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (2) カッター (3) グラインダー	3の項に同じ。
17 コークスの製造の用に供するコークス炉	(1)装炭作業は、無煙装炭装置を設置し、若しくは装炭車にフード及び集じん機を設置し、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (2)窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置し、又はガイド車にこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合には、防じんカバー等を設置して行うこと。 (3)消火作業は、消火塔にハードル若しくはフィルター又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。

4. 排出基準

排出基準には、「敷地境界線上濃度基準」と「地上到達地点濃度基準」があります。
 ◇濃度基準の考え方



- *A の線上のいずれかの測定値が、敷地境界線上濃度基準を超えないこと。
- *B の線上のいずれかの測定値が、地上到達地点濃度基準を超えないこと。

粉 じ ん の 種 類	排 出 基 準	
	敷地境界線上濃度	地上到達地点濃度
クロム化合物	クロムとして 0.005 mg/m ³	クロムとして 0.002 mg/m ³
ふっ化物	ふっ素として 0.01 mg/m ³	ふっ素として 0.003 mg/m ³
鉛化合物	鉛として 0.05 mg/m ³	鉛として 0.02 mg/m ³
ベリリウム化合物	ベリリウムとして 0.0006 mg/m ³	ベリリウムとして 0.0002 mg/m ³
カドミウム化合物	カドミウムとして 0.0018 mg/m ³	カドミウムとして 0.0006 mg/m ³
銅化合物	銅として 0.03 mg/m ³	銅として 0.01 mg/m ³

粉じんの種類	排出基準	
	敷地境界線上濃度	地上到達地点濃度
ニッケル化合物	ニッケルとして 0.3 mg/m ³	ニッケルとして 0.1 mg/m ³
バナジウム化合物	バナジウムとして 0.03 mg/m ³	バナジウムとして 0.01 mg/m ³
亜鉛化合物	亜鉛として 0.1 mg/m ³	亜鉛として 0.03 mg/m ³
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.025 mg/m ³	マンガンとして 0.008 mg/m ³
りん酸化合物	りんとして 0.03 mg/m ³	りんとして 0.01 mg/m ³
石綿	10 本/ℓ	—
その他の粉じん	1.5 mg/m ³	0.5 mg/m ³

* この表に掲げる数値は、30分間値とする。ただし、石綿にあつては、測定地点ごとに4時間以上捕集した3回の測定値の幾何平均値とする。

* 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

5. 特定施設の届出

- ◇ 特定施設を設置・変更・廃止等をする場合には、次の届出が必要です。
- ◇ 神戸市スマート申請システム『e-KOBE』によるオンライン申請をお願いします。

事 項	届出の種類	届 出 の 内 容	届出の期限
特定施設を設置しようとするとき	特定施設等設置届出書	(1)*氏名又は名称 *住所 *法人にあつては、 その代表者の氏名 (2)*工場・事業場の名称 *所在地 (3)特定施設の種類 (4)特定施設の構造 (5)特定施設の配置 (6)特定施設の使用・管理の方法 (7)粉じんの処理の方法	設置・変更工事 着手予定日の <u>60日以前</u>
届出内容の(3)～(7)を変更しようとするとき	特定施設等変更届出書	(6)特定施設の使用・管理の方法 (7)粉じんの処理の方法	変更・廃止・承継した日から <u>30日以内</u>
届出内容の(1)、(2)を変更したとき	氏名等変更届出書	変更点	
特定施設の使用を廃止したとき	使用廃止届出書	廃止施設	
届出者の地位を承継したとき	承継届出書	承継の内容	

*設置等届出書の様式は次のとおりです。

＝様式第8号＝ 「特定施設等設置（変更）届出書」

＝別紙2(1)＝ 「粉じんの施設の種類、構造、使用の方法及び粉じん処理の方法」

＝別紙2(2)＝ 「粉じん発生施設（たい積場）の構造並びに使用及び管理の方法」

＝別紙2(3)＝ 「粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法」

＝別紙2(4)＝ 「粉じん発生施設（粉砕機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法」

＝別紙2(5)＝ 「石綿粉じん発生施設の種類、構造、使用の方法並びに石綿粉じんの処理及び飛散防止の方法」

＝添付書類＝

- ① 工場等の付近の見取図（周辺200m程度のもの）
- ② 工場等敷地内の建物配置図
- ③ 特定施設の配置図
- ④ 特定施設の構造図
- ⑤ 粉じん処理・飛散防止施設の配置図
- ⑥ 粉じん処理・飛散防止施設の構造図
- ⑦ 粉じんの発生及び処理に係る操業の系統を説明する書類又は図面
- ⑧ 作業工程図

届出書の記入例

2 粉じんに係るもの
 (1) 粉じんの施設の種類、構造、使用の方法及び粉じん処理の方法

工場等における施設番号	施設の種類	施設番号	SB-1	M-1
施設名称	形式		ショットブラスト	ミキシングローラー
規模(能力)			〇〇社製〇〇型	〇〇社製
規程(能力)			グリット放射量 60kg/min	ローラー直径 50cm
工事の着手年月日(※)			3年5月10日	3年5月10日
工事の完成年月日			3年5月10日	3年5月10日
特定施設等の使用開始年月日			3年6月1日	3年6月1日
使用の方法	種類	種類	鉄粒	ゴム、補填材
	原材料	使用割合(%)	100	40:60
	材料	使用量	60 kg/min	80 kg
	使用量	1時間あたり	循環使用	640 kg
使用温度(℃)		常温	常温	
製品回収率(%)		100	100	
発生する粉じんの種類			酸化鉄、鉄粉	充填剤
発生理由			投射による	
処理施設の種類・名称・形式			バグフィルター	乾式集塵機
処理の方法	排出ガス量(Nm ³ /h)	処理前	48,000	3,600
		処理後	48,000	3,600
	排出ガス温度(℃)	処理前	常温	常温
		処理後	常温	常温
排出口の粉じん濃度(g/Nm ³)	処理前	0.02		2
	処理後	0.001		0.04
捕集効率(%)			95.0	98.0
排ガス集塵(集塵)方法(又はできない理由)			吸引ファン	吸引ファン
煙突・フード等の大きさ(高さ×頂口径)			15m×0.8Φ	10m×0.3Φ
排出速度(m/s)			16.5	0.5
管理計器の種類			デジタル粉じん計	デジタル粉じん計

※ 審査が終了するまで、特定施設設置(変更)の工事の着手はできません。

A4

㊤ 様式第8号(第9条関係)
 ㊦ 様式第9号(第10条関係)

特定施設設置(変更)届出書

令和3年3月1日

神戸市長苑

届出者 住所(法人にあっては、所在地) 電話番号

神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

A 産業株式会社 代表取締役 神戸太郎

電話番号(000) 000 - 000

電子メール: AAAAA@AAAA.A

担当者 所属 設備課

氏名 中央 次郎

工場等の名称	資本の額又は出資の種類
A 産業株式会社 B 工場	〇〇億円
工場等の所在地	
神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
業種	主な製品又は加工の種類
金属製品製造業	〇〇〇
作業の種類及び方法	常時使用する従業員の数
別紙(作業工程図)のとおり	〇〇人
特定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法	
別紙のとおり	
ばい煙等の処理の方法	工事の着手年月日
別紙のとおり	別紙のとおり
工事の完成年月日	施設等の使用開始年月日
別紙のとおり	別紙のとおり
備考	

注 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して記入してください

2 別紙は、様式第8号の別紙を用いて下さい

(3) 粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場等における施設番号	BC-1					
名称・型式	ベルトコンベア					
規模	ベルト幅 (cm)・バケット内容積 (m ³)	ベルト幅60 cm				
	単基の長さ (m) × 基数	30 cm × 1 基				
	ベルト・バケットの速度 (m/分)	50				
	運搬能力 (t/h)	100				
工事の着手年月日(※)	3年5月10日					
工事の完成年月日	3年5月10日					
特定施設等の使用開始年月日	3年6月1日					
特定施設等の種類・運搬物の性状・通常の月間延べ運搬量 (t/月)	運搬物の種類・運搬物の性状・通常の月間延べ運搬量					
使用及び管理の方法	コンベアがその中に設置されている建築物の概要					
	集じん機の種類・型式					
	集じん機の効率 (%)					
	送風機の原動機出力 (kW)					
	装置の種類・型式					
	装置の能力 (m ³ /h)					
	運搬量当たり散水量 (l/t)					
	防じんカバーの設置状況	有				
	その他					

※ 審査が終了するまで、特定施設設置（変更）の工事の着手はできません。

A4

(4) 粉じん発生施設（粉砕機、磨砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

工場等における施設番号	HS-1					
施設の種類	破砕機					
名称・型式	〇〇社製〇〇型					
規模	原動機の定格出力 (kW)	10				
	処理能力 (t/h)	20				
工事の着手年月日(※)	3年5月10日					
工事の完成年月日	3年5月10日					
特定施設等の使用開始年月日	3年6月1日					
特定施設等の種類・通常の月間処理量 (t/月)	処理対象物の種類・通常の月間処理量 (t/月)	花崗岩 10,000(t/月)				
使用及び管理の方法	粉砕機・磨砕機・ふるいがその中に設置されている建築物の概要	全面鉄骨スレート張り				
	集じん機の種類・型式	乾式集塵機				
	集じん機の効率 (%)	95.0				
	送風機の原動機出力 (kW)	10				
	装置の種類・型式					
	装置の能力 (m ³ /h)					
	処理量当たり散水量 (l/t)					
	防じんカバーの設置状況					
	その他					

※ 審査が終了するまで、特定施設設置（変更）の工事の着手はできません。

A4